

(対大臣)・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

十月十一日(火)衆・法務委

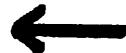
吉野正芳議員(自民)

追加一問 最高裁判所裁判官の退職手当については、今後とも見直しが不可欠であると考えるが、今後どのように見直しを行っていくのか、法務大臣に問う。

一 最高裁判所裁判官につきましては、広く各方面から識見の高い人材を得る必要があり、その地位や役割にふさわしい待遇が不可欠です。退職手当についても、他の国家公務員とは別に、「最高裁判所裁判官退職手当条例法」により定めているところです。

今回の法案提出は、裁判所におかれて検討を進められた結果を受けて、改正を行おうとするものです。

二 もとより、最高裁判所裁判官の担う使命と責任が極めて重いことは改めていうまでもないところであり、社会状況の変化に伴い、事件も複雑になつておりますので、最高裁判所



裁判官の役割は、今度とも、重要なものと考  
えております。

最高裁判所裁判官の退職手当を含めた処遇  
のあり方については、今後とも、裁判所の意  
向を十分に尊重した上で、必要な検討を行つ  
てまいりたいと考えております。

答弁等責任者

司法法制部司法法制課長 井上 宏

連絡先 役所 自宅 携帯



平成17年10月11日(火)

衆・法務委員会

稻田 朋美議員(自民)

1問 今回、国家公務員一般の退職手当制度の見直しに伴って、最高裁判所裁判官退職手当特例法を引き下げることは、最高裁判所の役割を軽視することにならないか。法務当局に問う。

(答)

1 最高裁判所裁判官については、広く各方面から識見の高い人材を得る必要があり、その地位や役割にふさわしい待遇が不可欠であるので、退職手当についても、他の国家公務員とは別に、「最高裁判所裁判官退職手当特例法」により定めているところである(注1)。

今回の法案は、この最高裁判所裁判官の退職手当に関する特例の見直しを行おうとするものである。

2 今回の法案提出は、裁判所におかれて、今般、政府が国家公務員の退職手当制度を見直す(注2)ことに合わせ、広く退職手当を巡る状況や、国の財政状況等を踏まえて検討された結果、最高裁判所裁判官の退職手当の特例についても、見直しを行い、その支給率を引き下げることが相当との結論に至ったことを受けたものである。

3 もとより、最高裁判所裁判官の担う使命と責任は極めて重いものであり、社会状況の変化に伴い、事件も複雑化するなど、最高裁判所裁判官の役割は、今度とも、重要なものと認識している。

今回の法改正は、裁判所における検討の結果を尊重したものであり、最高裁判所の地位や役割を軽んずるようなものではない。

(注1)

国家公務員退職手当法の特例として、最高裁判所裁判官退職手当特例法がある。

同法では、退職手当額の算定の基礎となるいわゆる支給率について、勤続年数の長短及び退職理由にかかわりなく、最高裁判所裁判官としての在職期間一年に

ついて報酬月額の百分の六百五十と規定されている。今回の改正法案は、その支給率を百分の二百四十に引き下げるものである（改正前の四割弱の支給割合）。

なお、支給率の算定に当たっては、最高裁判所裁判官の退職手当が功績報償という性格も持つことから、勤続期間一月につき報酬月額の二割、すなわち一年につき報酬月額の百分の二百四十を支給率とすることが妥当であると裁判所が判断されたと承知している。

(注2)

今国会に、在職期間中の貢献度をより的確に反映できる制度への構造見直しを内容とする「国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案」が提出されている。

(対大臣)・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

十月十一日(火)衆・法務委 近江屋信広議員(自民)

一問 今回の法案(裁判官報酬法、最高裁判所裁判官退職手当法)は、裁判官の給与といった待遇を見直すものであるが、憲法上の独立が保障されている裁判所の考えは十分に尊重する必要があると思う。そこで、今回の法改正は、裁判所の意向を十分に踏まえたものか、法務大臣に問う。

(答)

今回の裁判所関係の法案につきましては、いずれも、裁判所において検討を進められた結果を受けて、改正を行おうとするものです。

今後とも、裁判所関係の法案については、裁判所の意向を十分に尊重した上で、検討を進めたいと考えております。

(注)今回の裁判所関係の法案(裁判官報酬法の一部改正法案、最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部改正法案)については、九月二十八日、裁判



官会議での議決を経て、最高裁判所から、当省に  
対し、立法依頼がなされている。

答弁等連絡責任者

司法法制部司法法制課長 井上 宏

連絡先 役所

自宅

携帯

(対)**大臣**・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

十月十一日(火)衆・法務委 近江屋信広議員(自民)

八問 今回の法案は、裁判官・検察官の給与など処遇に関するものであるが、司法サービスを向上していくためには、裁判官・検察官の処遇とともに、司法全体の人的体制を充実・強化していくことが不可欠と思う。そこで、司法の人的体制の充実・強化のあり方に付いてどのようにお考えか、法務大臣に問う。

(答)

一 司法制度改革審議会意見(平成十三年六月十二日)を踏まえた政府の司法制度改革推進計画(平成十四年三月十九日閣議決定)において、「全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官、検察官の大幅な増員や裁判所書記官等の裁判所職員、検察事務官等の検察庁職員の適正な増加を含む司法を支える人材基盤の充実を図ることが必要であり、そのため、各種の制度改革の進展や社会の法的需要



を踏まえるとともに、その制度等を効率的に活用しつつ、必要な措置を講ずる。」とされています。

二 法務省といったとしても、司法制度改革の進捗状況やその時々における事件数、社会の需要などを踏まえ、適切な措置を講じてまいりたいと考えております。

(注) 裁判所・検察庁の体制について

すべての司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属するとされ（憲法第七十六条第一項）、下級裁判所として、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所が設置されている（裁判所法第二条第一項）。

最高裁判所は、最高裁判所長官と十四名の最高裁判所判事により構成される（裁判所法第五条）。高等裁判所は、全国に本庁八庁（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松に所在）、

支部六庁及び知的財産高等裁判所があり、地方裁判所は、本庁五十庁（北海道に四庁あるほかは、各県庁所在地に所在）、支部二百三庁があり、家庭裁判所は、本庁五十庁、支部二百三庁、出張所七十七庁があり、簡易裁判所は、四百三十八庁である。

平成十七年度の裁判官の定員は三千二百六十六人である。

検察庁については、検察庁法に基づき、最高検察庁が最高裁判所に、高等検察庁が各高等裁判所に、地方検察庁が各地方裁判所に、区検察庁が各簡易裁判所にそれぞれ対応して置かれている。

平成十七年度の検察官の定員は一千四百四十七人である。

答弁等連絡責任者  
司法法制部司法法制課長 井上 宏  
連絡先 [REDACTED]

(対大臣・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

十月十一日(火)衆・法務委 石関貴史議員(民主)

二問 最高裁判所裁判官の退職手当を減額することは、憲法の規定に違反するのではないか、法務大臣に問う。

(答)

一 法務省は、憲法の解釈一般について政府を代表して見解を述べる立場にございませんので、当省なりの考え方を申し上げます。

憲法第七十九条第六項及び第八十条第二項で「報酬は、在任中、これを減額することができない。」と規定されておりますが、ここでいう「報酬」というのは、裁判官の職務に対する反対給付、すなわち公務員の基本給たる俸給と同じ意味であると理解しております。

したがつて、報酬以外の手当である退職手当につきましては、憲法上の問題は生じないものと考えています。

(参考)

憲法

第七十九条第六項 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十条第二項 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

- 資料 第百四十六回国会・衆議院法務委員会  
(平成十一年十一月十七日) 法務大臣答弁  
(抜粋)

答弁連絡責任者

司法法制部司法法制課長 井上 宏

連絡先 役所

自宅

携帯

○ 第146回国会・衆議院法務委員会（平成11年11月17日）

法務大臣答弁（抜粋）

「憲法79条の6項、そして80条の2項、それに言う報酬というのは、裁判官の職務に対する反対給付、すなわち公務員の基本給たる俸給と同じ意味である、こういうふうに思います。各種の手当とは明確に区別されたものであると私は理解をいたしております。したがいまして、報酬以外の給与である期末手当等につきましては、憲法上の減額禁止の保障は及ばないと考えております。」

(対大臣)・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

十月十一日(火)衆・法務委 石関貴史議員(民主)

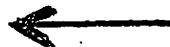
四問 最高裁判所裁判官の退職手当のあり方について、どのように考えるか、法務大臣に問う。

(答)

一 最高裁判所裁判官につきましては、広く各方面から識見の高い人材を得る必要があり、その地位や役割にふさわしい処遇が不可欠です。そこで、退職手当についても、他の国家公務員とは別に、「最高裁判所裁判官退職手当条例法」により定めているところです(注一)。

今回の法案提出は、裁判所におかれて検討を進められた結果を受けて、改正を行おうとするものです(注二)。

二 もとより、最高裁判所裁判官の担う使命と責任が極めて重いことは改めていうまでもないところであり、社会状況の変化に伴い、事件も複雑になつておりますので、最高裁判所



裁判官の役割は、今度とも、重要なものと考  
えております。

最高裁判所裁判官の退職手当を含めた処遇  
のあり方については、今後とも、裁判所の意  
向を十分に尊重した上で、必要な検討を行つ  
てまいりたいと考えております。

(注一) 国家公務員退職手当法の特例として、最高  
裁判所裁判官退職手当特例法がある。

同法では、退職手当額の算定の基礎となるいわ  
ゆる支給率について、勤続年数の長短及び退職理  
由にかかわりなく、最高裁判所裁判官としての在  
職期間一年について報酬月額の百分の六百五十と  
規定されている。今回の改正法案は、その支給率  
を百分の二百四十に引き下げるものである(改正  
前の四割弱の支給割合)。

なお、支給率の算定に当たっては、最高裁判所  
裁判官の退職手当の性質等にかんがみ、勤続期間

一月につき報酬月額の二割、すなわち一年につき報酬月額の百分の二百四十を支給率とすることが妥当であると裁判所が判断されたと承知している。

(注二) 今回の法改正に当たつては、九月二十八日、裁判官会議での議決を経て、最高裁判所から、法務省に対し、立法の依頼がなされている。

### 答弁等責任者

司法法制部司法法制課長 井上 宏

連絡先 役所

自宅

携帯

(対大臣)・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

十月十一日(火)衆・法務委

高山智司議員(民主)

想定五問 最高裁判所裁判官の退職手当を減額することは、憲法の規定に違反するのではないか、法務大臣に問う。

(答)

一 法務省は、憲法の解釈一般について政府を代表して見解を述べる立場にございませんので、当省なりの考え方を申し上げます。

憲法第七十九条第六項及び第八十条第二項で「報酬は、在任中、これを減額することができない。」と規定されておりますが、ここでいう「報酬」というのは、裁判官の職務に対する反対給付、すなわち公務員の基本給たる俸給と同じ意味であると理解しております。

したがつて、報酬以外の手当である退職手当につきましては、憲法上の問題は生じない

ものと考えています。

(参考)

憲法

第七十九条第六項 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十条第二項 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

○ 資料 第百四十六回国会・衆議院法務委員会  
(平成十一年十一月十七日) 法務大臣答弁

(抜粋)

答弁連絡責任者

司法法制部司法法制課長 井上 宏

連絡先 役所

自宅

携帯

○ 第146回国会・衆議院法務委員会（平成11年11月17日）

法務大臣答弁（抜粋）

「憲法79条の6項、そして80条の2項、それに言う報酬というのは、裁判官の職務に対する反対給付、すなわち公務員の基本給たる俸給と同じ意味である、こういうふうに思います。各種の手当とは明確に区別されたものであると私は理解をいたしております。したがいまして、報酬以外の給与である期末手当等につきましては、憲法上の減額禁止の保障は及ばないと考えております。」

(対大臣)・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

十月十一日(火)衆・法務委

高山智司議員(民主)

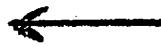
想定六問 最高裁判所裁判官の退職手当の  
あり方について、どのように考  
えるか、法務大臣に問う。

(答)

一 最高裁判所裁判官につきましては、広く各  
方面から識見の高い人材を得る必要があり、  
その地位や役割にふさわしい待遇が不可欠で  
すので、退職手当についても、他の国家公務  
員とは別に、「最高裁判所裁判官退職手当特  
例法」により定めているところです(注一)。

今回の法案提出は、裁判所におかれて検討  
を進められた結果を受けて、改正を行おうと  
するものです(注二)。

二 もとより、最高裁判所裁判官の担う使命と  
責任が極めて重いことは改めていうまでもな  
いところであり、社会状況の変化に伴い、事  
件も複雑になつておりますので、最高裁判所



裁判官の役割は、今度とも、重要なものと考  
えております。

最高裁判所裁判官の退職手当を含めた処遇  
のあり方については、今後とも、裁判所の意  
向を十分に尊重した上で、必要な検討を行つ  
てまいりたいと考えております。

(注一) 国家公務員退職手当法の特例として、最高  
裁判所裁判官退職手当特例法がある。

同法では、退職手当額の算定の基礎となるいわ  
ゆる支給率について、勤続年数の長短及び退職理  
由にかかわりなく、最高裁判所裁判官としての在  
職期間一年について報酬月額の百分の六百五十と  
規定されている。今回の改正法案は、その支給率  
を百分の二百四十に引き下げるものである(改正  
前の四割弱の支給割合)。

なお、支給率の算定に当たっては、最高裁判所  
裁判官の退職手当の性質等にかんがみ、勤続期間

一月につき報酬月額の二割、すなわち一年につき報酬月額の百分の二百四十を支給率とすることが妥当であると裁判所が判断されたと承知している。

(注二) 今回の法改正に当たつては、九月二十八日、裁判官会議での議決を経て、最高裁判所から、法務省に対し、立法の依頼がなされている。

答弁等責任者

司法法制部司法法制課長 井上 宏

連絡先 役所

自宅

携帯

(対法務当局)

司法法制部

平成17年10月11日(火)

衆・法務委員会  
保坂 展人議員(社民)

5問 最高裁判所裁判官の退職金を3分の1にしたことで危惧されることや不都合はないのか、法務当局に問う。

(答)

- 1 最高裁判所裁判官については、広く各方面から識見の高い人材を得る必要があり、その地位や役割にふさわしい待遇が不可欠であるので、退職手当についても、他の国家公務員とは別に、「最高裁判所裁判官退職手当特例法」により定めているところ(注1)。
- 2 今回の法案提出は、裁判所におかれて、今般、政府が国家公務員の退職手当制度を見直すことに合わせ、広く退職手当を巡る状況や、国の財政状況等を踏まえて検討された結果、最高裁判所裁判官の退職手当の特例についても、見直しを行うことが相当との結論に至ったことを受けたものであり(注2)、不都合が生じるとは考えていない。
- 3 もとより、最高裁判所裁判官の担う使命と責任が極めて重いことは改めていうまでもないところであり、社会状況の変化に伴い、事件も複雑になっているので、最高裁判所裁判官の役割は、今度とも、重要なものと考えている。

(注1) 国家公務員退職手当法の特例として、最高裁判所裁判官退職手当特例法がある。

同法では、退職手当額の算定の基礎となるいわゆる支給率について、勤続年数の长短及び退職理由にかかわりなく、最高裁判所裁判官としての在職期間一年について報酬月額の100分の650と規定されている。今回の改正法案は、その支給率を100分の240に引き下げるものである(改正前の四割弱の支給割合)。

なお、支給率の算定に当たっては、最高裁判所裁判官の退職手当の性質等にかんがみ、勤続期間一月につき報酬月額の二割、すなわち一年につき報酬月額の100分の240を支給率とすることが妥当であると裁判所が判断されたと承知している。

(注2) 今回の法改正に当たっては、9月28日、裁判官会議での議決を経て、最高裁判所から、法務省に対し、立法の依頼がなされている。

更問1 今回の法改正により、適切な人材を最高裁判所裁判官に選任することが困難になるのではないか。

(答)

今回の法案提出は、裁判所において先に述べた検討を進められた結果を受けて、改正を行おうとするものであり、適切な人材を最高裁判所裁判官に選任することが困難になるとは考えていない。

更問2 今回の法改正により、最高裁判所裁判官の地位や役割が低下することになるのではないか。

(答)

最高裁判所裁判官の担う使命と責任が極めて重いことは、改めていうまでもないところであり、今回の法改正により、最高裁判所裁判官の地位や役割の重要性が減ぜられるようなことは一切ないものと考える。